

令和4年第2回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年2月10日(木)午後3時00分から午後3時15分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(8名)

会	長	8番	大野	久男
委	員	1番	芝野	茂
		2番	長谷川	貴子
		3番	杉田	裕
		4番	小川	博
		5番	岩井	秀喜
		6番	鈴木	薫
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

---

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和4年第2回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、7番 朝倉友子委員、1番 芝野茂委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

---

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、須賀字新田、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は73㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権の移転を目的として、農地法第5条の許可申請をしたもので、申請事由は、譲受人は昭和40年より所有する土地に地区集会所を建設し利用しておりましたが、老朽化が著しいことから建替えるにあたり、現在の土地は手狭なことから隣接する農地を取得し、集会所を新たに建設する計画をしたものでございます。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外になり、市街地化の傾向が著しい区域及び市街地化が見込まれる区域内の農地ではないため、第3種農地及び第2種農地（a）には該当しなく、概ね10ヘクタール以上の一団の

農地の区域内の農地にあることから、第1種農地に該当すると判断いたしました。第1種農地については、原則転用許可をすることができませんが、不許可の例外規定に該当すれば許可できることとなります。今回の場合、農地法施行規則第33条第4号に該当し、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられることから、許可を受けることが可能であると判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、当該事業を実施するために必要な資力については、残高証明により確認し、その他事業計画書等からも問題ないと思われま

す。次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、事業用地は須賀新田集落内の既存の集会所用地に隣接する農地のため、農用地の分断を招く恐れは無いものと考えます。また、事業用地は前面の道路面より低いことから、集会所の利用者の利便性を図るため盛土を行い、周辺の農地などへの土砂の流出がないよう型枠ブロックを施すこととなっております。雨水については、敷地内に浸透させる計画となっております、周辺農地への支障はないと思われま

す。次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○5番（岩井秀喜）

申請地は、以前から須賀新田区の集会所用地として使われておりましたが、現在、建物は解体され更地の状態でした。また、周辺農地への影響については、事務局から説明のとおり問題ないと思われま

す。○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の麻生さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（麻生洋）

公共性の高い転用でもあり問題ないと思われま

す。○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、朝倉委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ、議案第2号整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、6ページから8ページまでをご覧ください。

農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,933㎡他8筆で、合計22,325㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和4年2月21日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるためまちまちとなっております。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の

方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第2号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

浅倉委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

なお、整理番号2については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、4ページ、議案第2号整理番号2について、ご説明いたします。

場所については、8ページをご覧ください。

農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,497㎡他6筆で、合計9,527㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アールあたりの賃借料は北地先が1.5俵でそれ以外は1俵、期間は令和4年2月21日から令和12年10月19日までとなっております。こちらも既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。小川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号3について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、5ページ、議案第2号整理番号3について、ご説明いたします。

場所については、9ページをご覧ください。

農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,488㎡他6筆で、合計17,988㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アールあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和4年2月21日から令和10年9月19日までとなっております。こちらにも既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、10ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第2号整理番号1から3と同じになりまして、6ページから9ページまでをご覧ください。

農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,

933㎡他22筆で、合計49,840㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第2回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時15分閉会